会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議(平成28年度第4回)
開 催 日 時	平成28年12月27日(火)13時30分から15時55分まで
開 催 場 所	枚方市役所 本館 5 階 塔屋会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、森評価員(案件1のみ出席)、森田評価員、吉村評価員 事務局:(契約課)西田室長、田中課長、岩崎課長代理、浅野係長、古川主任、福田 ①(上下水道経営室)多賀谷課長、竹島課長、小篠課長代理、北野課長代理 (給排水管理課)田中課長 (上水道保全課)近藤主幹 ②(ひらかた病院総務課)塚原次長、石田課長、溝口課長代理、大西課長代理 ③(市民室)古満課長、山内課長代理、大槻課長代理、西岡係長 ④(人権政策室)京課長代理
案 件 名	案件1. 水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件2. 市立ひらかた病院建物総合維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件3. 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について 案件4. 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドラインの改定について 案件5. その他
提 出 資 料 等	案件3. その他 案件1. 資料1水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札 執行調書 資料2同 入札参加者評価点一覧・各社評価基準採点表(案) 資料3同 総合評価一般競争入札落札者決定基準 資料4同 仕様書 案件2. 資料1市立ひらかた病院建物総合維持管理業務委託総合評価 一般競争入札 執行調書 資料2同 入札参加者評価点一覧・各社評価基準採点表(案) 資料3同 総合評価一般競争入札落札者決定基準 資料4同 仕様書 案件3. 資料1枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託総合 評価一般競争入札 執行調書

	資料2同 入札参加者評価点一覧・各社評価基準採点表(案) 資料3同 総合評価一般競争入札落札者決定基準 資料4同 仕様書 資料5低入札価格調査関係資料 案件4. 資料1委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン 改正内容(案) 資料2 落札者決定基準見本 参考資料 厚労省発行女性活躍推進法パンフレット 参考資料 行動計画の策定例
	参考資料 ・委託業務総合評価一般競争入札評価員名簿 ・委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン
決 定 事 項	案件1、2、3について、入札参加者評価点一覧(案)・各社評価基準採点表(案)について及び落札候補者について意見聴取が行われた。 案件4の委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドラインの改定について、意見聴取が行われた。
会議の公開・非公開非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事 項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署 (事務局)	総合契約検査室契約課、上下水道局経営部上下水道経営室・給排水管 理課・上下水道局事業部上水道保全課(案件1)、ひらかた病院総務課 (案件2)、市民室(案件3)

審議内容

≪開会≫

- ●案件1. 水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札 者決定基準に基づく落札候補者の決定について
- ○評価員:臨時用水道メーターの管理業務は今回の新規業務なのか。
- ○事務局:新規業務である。
- ○評価員:「評価基準採点表」をみると、臨時用水道メーター関係の業務フローなど臨時用水道 メーター関係が不備だが、臨時用水道メーターの受渡しはいかに実施し、臨時用水 道メーターの管理委託は大丈夫か。
- ○事務局:臨時用メーターはいわゆる建て売り事業者などが委託する枚方市指定工事事業者が 申請を上下水道局に行い、取りつけをする。
- ○事務局:検定満期によって取りかえられるメーター、また、一時的に工事用としての臨時メーターもある。絶対数からいえば、検定満期で取りかえるメーター数のほうが多いので、そちらを重視した業務フローの記載があった。メーター管理業務のほとんどが検定満期分なので、そこがしっかりできていれば問題ないと考えるが、業務連携の記載がほしかったところである。
- ○評価員:滞納の関係で、目標収納率を設定されているが、現状はいくらで、目標収納率はいくらかを設定されているのか。
- ○事務局:仕様書記載の27年度末の実績99.09%を踏まえ、年度ごとに目標収納率を設定したうえで、早期に目標をクリアできた場合は、より高い目標を立てて、収納率向上を目指すという記載がある。
- ○評価員:収納率を上げていくという 具体的な 提案はどのようなものか。
- ○事務局:夜間訪問や休日訪問の取り組み、効果的な給水停止の実施という手法を取りまぜて、 徴収率を上げていく。また、担当者のレベルアップに向けた研修を実施する旨の記載がある。
- ○評価員:今回、応募がA社一者のみということであるが、前回と比べて、また、今日的に他 市の応募状況と比べて、一者にとどまった理由というか、背景というものをどう見 ているのか、教えていただきたい。
- ○事務局:他市の状況について、今年に入札した数市に確認したが、一者であった事例が2市あった。今回、再発注に際し、入札の参加資格を拡大したが、結果として同じとなった。その原因については、応札されなかった事業者側の事情というものと考えられるが、こちらでは判断しづらい状況である。今後については、現状のサービス水準を担保しつつ、競争性を図ることができる形を検討していく必要があると考えている。
- ○評価員:対象事業者というのは、10社も20社もいるような仕事ではないのですね。
- ○事務局:一者、二者の応札が続く状況であれば、参加資格を緩和する必要もあると考えている。
- ○評価員:各都市さんとも、大体一者、二者である。これだけ広範囲の業務なので、なかなか

要員の確保が難しいのかもしれない。

○事務局:参加資格を緩和すれば、業務の品質自体がどうなるかということがあるので、その 状況を勘案しながら検討していく必要があると考える。

○事務局:本市と類似する団体とすれば、中核市になるが、中核市47市の状況を確認すると、 その内、直営もしくは県営、都営水道の団体が9市ある。小規模な地域に根差した ものであるとか、公社を設立しているのが9ある。A社を含めた二者が残り29市 を受託しており、大規模、中規模も含めて業者の方は一定淘汰されてきているのか なと判断している。

○評価員:今回は一者だけで、もう一者は来られていないということか。

○事務局: その辺の事情は企業の内情にもよるものと考えている。

○議 長:この落札者決定ということでは、私もその一者に関して、その水準等については、恐らく問題はないと思うが、逆に、そうなってくると、それこそ、どの市も全国的に頼る業者が一つか二つしかないということになってくるわけで、つまり、これは発注する側として期待していた競争性というものが、市場がこなれてくることによって、逆になくなってきているということになってくる。そうすると、直営に戻していくということを、本当は考えたほうがいいのではないかと思う。そんなことをここでお願いしてもそれはしょうがないことは重々承知であるが、ただ、全国的に言うと、それというのはまずいのではないのかなというのが率直な感想である。各々の市でいうと、どうしても財務上の都合でそうせざるを得ないという事情はもちろんわかるのであるが。

○事務局:契約側の立場からすると、競争性についてこれでいいのかという側面がある。二者で限られているのであれば、その中で談合が発生する恐れもあるというところで、それは何とかして、一者でも二者でも増えるような形で発注できたらなという思いはある。

○議 長:だからといって、水準を下げることもできないということもある。

○事務局:発注のやり方について、今後は担当課と協議したうえで検討していきたいと考える。

○評価員:水道事業は、全般的に職員数が減り、給水量、給水収益とかも減少している現状の中でどうやって水道を維持していくのかということが、課題であり、これに対して水道業界では、公・民連携を掲げており、そういった方向で、直営だけではなくて、公・民連携についても頑張っていただきたいと思う。

○評価員:他社が参入しにくい理由は何か。専門性ということなのか。

○事務局:やはり規模が一番大きいと考える。

○評価員:担当エリアが大きいということか。

○事務局:給水戸数である。枚方のような40万人の市と、8万人とか10万人未満の市町村とでは業務量が当然変わってくる。税のように年度1回の賦課ではなく、一般家庭であれば、2カ月に1回の検針をして、料金の徴収がある。そこのところで、かなりの負荷がかかるのかなと考える。

○評価員:要員の確保が大事だと言われたが、そういうことも含めてなのか。

○事務局:そうである。

○評価員:全国的に展開している企業であると、全国に要員を抱えていて、枚方市で緊急時等

に何かあれば、近隣から要員を引っ張ってくるということができる。枚方市は大規模な都市であり、要員の確保等に大変な面があるのかもしれない。

○評価員:応募が少ないのは、入札に参加すると価格や、技術的、社会的価値を評価されるから、そういうのにとても耐えられる事業者でないと応募してないという、そっちの方に原因があるのではないかという立場で聞いていたが、今、この業務に関する中核市の現状の話があり、逆に言うと、例えば、地方公営企業の実際の独自の観点での地域密着の経営というよりも、すごく全国的なものを把握した上での営業展開みたいなもののあおりを受ける危惧がないのかどうか、そんな気になった。それは一者が非常に多方面の業務を担当しており、契約する側としたら、この業務ではA社、この業務ではB社とかということではないので、非常に便利であるが、そういう便利さに慣れていくと、もう何年か経つともうそこから抜けることができない傾向が強まってくるのではないかなと思う。そうすると、その独自性とか自治体が水道事業を責任を持ってやるという観点よりも、委託先の事業者の意向というものが強く反映されるような水道事業の運営になっていく可能性はないのかなということを思った。だから、そういう危惧が生じないように頑張っていただきたいと思う。

○評価員:前回も言ったと思うが、現行の評価制度の中ではやむを得ないが、二者以上の場合の相対的な評価として最高のところを満点という考え方はわかるが一者の場合に限り、もとの点数で評価するとか、何か、一者というのは、競争入札から言うと例外的な特異な現象であると思うので、そこのときのルールが二者以上のルールと同じルールを適用するのはどうかという、一者しかないのに、全部満点になってしまう仕組みが釈然としないところがある。

○事務局:現行の制度では一者の場合満点となる。継続して検討していくこととするが、個別 評価点は公表されている。

(森評価員退席)

- ●<u>案件2.市立ひらかた病院建物総合維持管理業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札</u>について
- □価格と技術的評価について
- ○評価員:先ほど、幾つか仕様書に対し不明瞭な点があったが、最終的にはヒアリング等で是 正ができたということか。
- ○事務局:そのとおりである。
- ○評価員:それともう一つ。それは、単なる誤解だったのか、それとも、何か採点した後で回答を聞くみたいなところがあったりすると、適正な審査にならないのかなと思うが、それはどうなのか。
- ○事務局:仕様書の表現が少しはっきりしていないと捉えられる部分があったということで、 確認した。認識が違っていたということである。
- ○評価員:正確に把握しているところがあるのとないのと、そこをどう考えるべきか。きちんと理解して書いてきているところもあるわけである。

- ○議 長:その部分の点数の違いは残したということですよね。
- ○事務局:その部分の減点はしている。
- ○議 長:ただ、再試験で合格したみたいな感じである。単位は出たというか、そういうよう なところですね。
- ○事務局:仕様書の方がどちらもはっきりと誰もがわかるくらいの表現で表記されておれば、 失格にするが、少しその辺で読み違いされるような表現があったので、再確認をしたところ、やはり認識が違っていたということである。
- ○議 長:これはちょっと雑な感想かもしれませんが、実際に工程の休憩を取ったときにどう なるかというところまできっちり考えて、その評価をしている。発注側というのは、 逆にあまりないと言ったらいけないと思うが、よく考えてやっているなとは思うの だが。
- ○評価員:でも、それは大事なところである。
- ○議 長:はい、非常に大事なところである。つまり、そういうことがあぶり出てくるための 総合評価でもあるとは思うので、それで事業者に認識が直してもらえるのだった ら、それは非常にいい効果を出しているとは思う。
- ○評価員:ただ、次回からは読んだ側で誤解がないような仕様書の作成ということで、そこは 注意点である。
- ○評価員:今の防災センターの警備のところで、ちょっと仕様書と見比べたりしているのだが、 例えば、今、法定休憩の話もあったが、実際の警備は、この仕様書の8ページの上 のほうに③として、「巡回時間」というのが2時間置きに提示されているが、もの によっては1時間であるが、この間は、警備員はずっと起きている状態なのか。 仮 眠ということもあるのか。
- ○事務局:巡回警備の者と防災センターに詰めている者とは完全に離しており、巡回員は巡回員の専門を置きなさいよということなので、別に離している状態である。だから、枠としては別枠であるが、詰めている場所は一緒である。仮眠ももちろん、交代要員を付けるのであればとってもかまわない。警備員は専属で手配している状況である。
- ○評価員:随分細かな話であるが、価格なんかを積算されるときに、そういう警備、巡回なんかをされる場合は仮眠を取ったりするのを労働時間とみなせという、そういう最高裁の判例があり、そういうのがその業界では定着していると思う。だから、発注する側が価格を積算する場合に、そういう労務面を労働とみなされているのか、そこら辺はどうなのかなという。先ほどの法定の休憩とか、非常にきめ細かな確認の話があったので、その警備の労働コストというか、その辺は労働時間とみなして積算をしているのかどうかという、その費用についてもしわかれば教えてもらいたい。
- ○事務局:発注者側としては、当然、法令遵守があるので、その辺の仮眠も労働時間ということで当然考えた設計の考え方は持っている。ただ、そもそも設計金額の算出方法については、この部分が幾らだ、またここの業務が幾らだという出し方もあれば、これまでの実績から設計価格を算出する方法もある。その辺厳密には区別はし辛い。
- ○事務局:考え方としては、先ほどの執行調書の価格というのは、考え方としてはもう織り込んだものとして取り扱っていると、こういう理解でいいか。

○事務局:そうである。

- □社会的価値評価について
- ○評価員:意見というより感想であるが、先ほどと違って、3者あると、それぞれ見比べる情報があるので、それぞれの会社で社会的評価について、いろいろ取り組んでおられるところとか、それがこういう形で統一の評価につながってくるというところをこういうふうに拝見すると、やはり一つの指標として大事な評価だなと思って、改めて感じた。それぞれの会社の現段階の取り組みだから、これそのものがどうというよりは、やはりこういう形で会社の社会的評価につながるそれぞれの施策を会社の中で頑張っておられるのだなということを今後も引き続き努力していただきたいなというふうには感じました。
- ●案件3. 枚方市パスポートセンター旅券申請受付・交付等業務委託に係る委託業務総合評価 一般競争入札について
- □A社 評価基準採点表について

評価員:今回応札してきた2者はパスポート業務のみしている業者か、もしくは他業種から参入してきた業者か。この金額の差は経験の差だと考える。実績があればその経験から人数等の具体的な経験ができるはずなので。

事務局: A社は現在の枚方市の受注業者であり、また大阪市や茨木市など大阪府下で多数の受注実績がある。B社も実績があるが、市民課の窓口業務や子育ての支援窓口業務、入国管理業務の実績がある。

評価員:B社も同様の受注実績があるなら、この金額の差について興味がある。

評価員:A社が枚方市の受注をしてきたにしては、枚方市が力を入れている環境保全への取り 組み等において「0点」とは社会的価値評価の点も、ものすごく低いわけではないが 低めであることに変わりはないので、もう少しその辺りに力を入れてもらえたらと思 う。

□低入札価格調査について

評価員:低入札価格調査総括書の3.労働者賃金支払について、これは大阪府の最低賃金と比べての判断か。交通費等は除外しての、基本給のみで見ているのか。

事務局:そのとおりである。

議 長:これまでの3年間と比べて安くなっているのか。

事務局:同じA社であるが、税抜価格で約630万円下がっている。

評価員:「適正な労務単価」とあるが、単純に最低賃金以上ならば大丈夫ということではなく、この業務は熟練の知識もいるだろうし、個人情報も扱うので、賃金アップもする必要があるのではないか。初期費用を抑えられたとしても、それほど下がるものか。従業員がずっと低賃金のままではいけないのではないか。そこがA社の企業努力だとは思うので、難しい話ではあるが。

事務局: 枚方市の業務を実際に経験していることが一番大きいと考える。また、最低賃金ベースで設計を考えるが、それを賃金アップを見込んで設計するとなると、どれくらい上

げれば良いか等が難しい。

議 長:実際に経験しているので、それを踏まえて上手い配置の仕方を学んだのではないかと 考えるが。

評価員:賃金のガイドラインが先日決定され、正社員と非正社員において通勤手当等は同額に せねばならないと定められた。この業務のように人件費が主となる業務においては、 応札してきた業者の実情、つまり労務コストについてちゃんと把握しておく必要があ るのではないか。正規と非正規の差に合理性がないとなれば問題となる。「同一労働、 同一賃金」である。そのような社会的変化や実情を加味していかなければ、応札者が いなくなるのではないか。自治体が低賃金の流れをつくってはならない。

事務局:今後は職種に応じた賃金設計をしていかなければならないかもしれない。

議 長:今年のように最低賃金が大幅に上がるようなことがあれば、A社から契約金額を上げてほしいといった話になることも考えられるのか。

事務局:考えられる。ただし、委託の約款にはそのような条項はないので、双方協議の上変更 契約することとなる。

●案件4. 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン改正について

議 長:BCPとは、災害時などに業務が続けられることを計画するものなのか。

事務局: そのとおりである。委託業務総合評価一般競争入札の対象案件となるような業務は継続していただくことが重要となるものなので、その点を評価するものである。

評価員:「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定とは、厚労省に認定 してもらうものなのか。また、段階があるものなのか。

事務局:厚労省に認定してもらうものである。段階はあるが、これが始まったのが最近なので、 今回はとりあえず認定を受けていれば段階は問わないこととした。

評価員:施策を実施するのが業者にとって過重になりすぎると応札者がいなくなるのではない か。

事務局:全体の中でこの項目のウエイトが大きくなりすぎると負担になるので、バランスが重要であると考える。

評価員:来月から法改正がされるが、この間、介護離職者の問題が大きかった。特に管理職の立場の者が離職せざるを得ない状況があり、問題となった。中小企業へも義務付けされた点や、細かな介護休暇や時短制度の設定がされた今回の法改正により、介護離職の状況は大きく変わると考える。その法改正にどのように対応しているかが全国的に求められている。「枚方市はこのような点に重きを置いて業者を選んでいる」という広報活動になると思うが、広報活動はしているのか。しっかり広報しておかなければ、応札段階で枚方市はやたら厳しいことを求めると思われるのではないか。枚方市なので、これだけ求められても仕方ないと思って頂けるほど広報しておく必要があるのではないか。

事務局:積極的な広報活動はしていないが、担当課において女性活躍推進に関してはホームページにおいて広報している。

評価員:応札業者だけでなく市民にもアピールをし、枚方市はこのような基準でやっているということが知れ渡れば良いと考える。市民からも高い評価を得られるのではないか。

評価員:入札改革を通じて他の業者も応札業者に感化されて地域社会の活性化や好循環に繋がれば良いと考える。

事務局:今後、アピールの仕方を考えていきたい。

議 長:落札できずとも枚方市からこれだけの点数をつけてもらえた、と言いたいが為の応札 者が増える懸念はないか。

事務局: 枚方市のお墨付きがついたと変な誤解をされるのは困る。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員:18ページの加点方法①育児介護休暇及び休業制度等の社内規定の内容について、労 使協定等というものがある。この社内規定という場合には、応募してきたある会社は 就業規則の中の1条文として介護や育児の休業規定を明記しているおり、また別のあ る会社は育児休暇、介護休業規定ということで、就業規則とは独立させて応募してく る場合もあるかと思う。その中で、労使協定等というのがあり、例えば、育児休業、 あるいは短時間勤務等をこの応募してきた会社の従業員が請求しても、法律上除外で きる人もいれば、当該の労使協定を結ぶことを前提に除外できるというものがある。 だから、就業規則中のこの規定の中で、「次の者は申し入れても拒むことができる」と いった労使協定に基づき拒むことができるとの文言があったときに、労使協定の内容 を確認していただきたい。というのは、就業規則のひな形をどこかからダウンロード して、そして労使協定を結ばずに、ある従業員が短期間勤務を申し出ても阻むという ことはできないので。自社で労使協定を結んで、原則は希望者全員が取れるのだけれ ども、当該の労使の過半数以上を代表する者との協定によって、例えば1年未満の人 はまだ会社に対する貢献がないので排除しても構わないという協定があって初めて排 除できるのであって、協定もないのに、介護休業規定の中にそういう労使協定により 排除するというのであれば、労使協定を出してくださいと言っていただきたいと思う。 厳格に、きちんと規定を整備しているかどうかがそこで確認できると思う。労使協定 を結んでいないのに、勝手に排除はできない。むしろトラブルも起こるので。

評価員:これら資料を見ていると、大変な作業を現段階でもこれからもされていると思うが、 それを関係者の皆さんにも御理解いただきたい。つまり、価格だけで事業者を決めているのではなく、技術面、あるいは社会的価値という、労働環境の面も含めて市は事業者を選んでいるとの姿勢をぜひ理解してもらうことも重要であると思う。税金で仕事をもらおうとする事業者にあっては、枚方市においてはこういうことをクリアした事業者でないと評価しないことを社会的にアピールされていることに等しいわけですから、すごく積極的な面をぜひ市の方に、関係者の方々に御理解頂きたい。

≪閉会≫